

山梨県公報

第二千四百七十六号

平成二十七年

一月十五日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………一三
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一三

公告

- 富士川中流地域森林計画の決定……………一四
- 富士川上流地域森林計画の変更……………一四
- 公共測量の実施……………一四
- 換地処分の実施……………一四
- 随意契約の相手方の決定について……………一四

告示

山梨県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区間	旧別の敷地の幅員(メートル)	延長の(メートル)
南巨摩郡富士川町平林字下川原一四六〇番の一地先から	一一・三、 二六・七	一〇八・八

南巨摩郡富士川町春米字北山二六〇一番の一地先まで

新	敷地の幅員(メートル)	延長の(メートル)
六・〇、 二五・八	一二・三、 二六・七	一〇八・八

山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区

間

旧別の敷地の幅員(メートル)	延長の(メートル)
一〇・五、 三六・六	一一三・七
新	一五・〇、 三六・六
甲州市大和町木賊字棚沢六三九番の三地先から 甲州市大和町木賊字棚沢六三九番の四地先まで	一二三・七

山梨県告示第五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間

県道	甲府市湯村一丁目二二六番の五地先から 甲府市湯村二丁目二二五番の一地主まで
----	--

公 告

● 富士川中流地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川中流地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十七年一月六日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 作業期間 平成二十七年一月六日から平成二十七年五月十五日まで
- 三 作業地域 笛吹市の一部

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（山地区山第四―二工区）の換地処分を平成二十七年一月六日実施した。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 IC免許証システム機器用消耗品
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年十二月二十二日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社DNPアイディーシステム
 - (二) 住所 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号
- 五 契約金額 二千八百六万二千七百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入することができる者が特定されているため（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当）